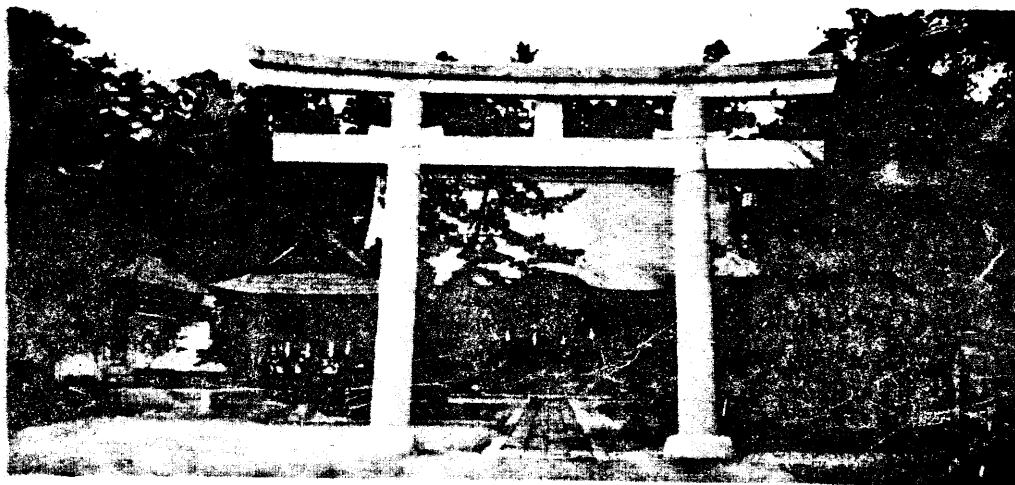




弥高神社



平田大人



佐藤大人

鹿手の歴史

鹿手袋の地名について

鹿手袋は古くは与野郷高鼻庄与野領に属しました。

鹿手袋の名は元入間川に臨んだ袋地であることから、その名がおこったとみられ、袋に冠するに鹿手としたのは、尻手の意であろうといわれています。

また伝説によれば、昔畠山重忠がこの地で鹿を獲って、その鹿皮で手袋をつくったので、鹿手袋という名がおこったといいつたえています。

又大昔即ち原始時代のアイヌ人が、武蔵野に住んでいた頃の名であるともいわれます。

一、古代

元邪志国造と鹿手袋

一世紀から二世紀にかけて、西日本を中心に多くの小国家がつくられていました。三世紀の後半頃から大和朝廷の積極的な統一事業が開始され、この動きが関東地方にも及んできたのは、四世紀後半から五世紀にかけてといわれます。

この時、大和朝廷に服属した豪族の首長たちは、国造となりました。この時代に武藏国には、まず崇神天皇の時（五世紀の中頃）に知々夫国造が置かれ、次いで成務天皇の時、元邪志国造と胸刺国造が置かれたと伝えていきます。

古墳の分布から見ますと、（現在の大久保古墳群や土合古墳群）元邪志の国造が北埴玉、南埴玉、北足立、人間郡などを支配したことが伺われ、浦和市域内もその支配をうけたことがうなづかれます。

条理制度（一丁田）

大化の改新（大化二年一月、六四六年）が行われ、従来の私有地を全部公地として、これを人民にわから与えたのであります。

それには実地を測量して土地を縦横に区画しました。

これを条理制といい、区画の時には南北を条、東西を里と称し、土地を碁盤の目のように整然とし、これを与えました。

一条理の標準的な広さは六町（約六五四メートル）四方で、これを縦横にそれぞれ六分して三十六区画に分け、一区画を坪と称し、坪をさらに十等分して一段歩とし、公地班給の単位としました。これを戸籍に基づいて六歳以上の農民には男に二段、女にはその三分の二の田地が与えられ、代

りに段当り一束五把（段収五〇束）の租税を収めることになり、それを班田収授法と呼びました。この班田の第一回が終わったのは、五年後の白雉三年一月でありました。

こうした条理坪の名称は鎌倉時代以後戦国時代まで用いられたのであります。この頃の地名は今日なお残っているものと思われ、土合の主なところは次の通りであります。

鹿手袋村の小字 壱町田

田島村の小字 三町六反

道場村の小字 五反田

山窪村の小字 坊敷

足立郡と浦和附近の郷

七世紀半ばに大化改新によって中央や地方の政治方針が確立しますと、大和朝廷は地方制度の整備に着手しました。

まず国々の境界が定められ、国司が派遣され、各国には郡郷が置かれました。

足立郡の郡域は入間川と旧荒川（綾瀬川）に囲まれた地域でした。

武蔵の郡と郷はいっせいに置かれたのではなく、地域の開発に応じて設置されました。

郡は八世紀半ばの新羅郡設置による武蔵国内二十一の郡全部が設置完了しました。このうち埼玉県の分は十五郡でした。

二 中 世

八幡神社（前通）

武蔵武士が勧請した神社には、八幡・鹿島・香取・諏訪などの武神が最も多く、特に八幡神社は源家の氏神であったので坂東一円之を勧請する所多く、武蔵は殆んど到る所其の鎮座を見るにいたりました。鹿手袋の神社は、二六七番地に存置されています。

祭神は^{はむたわけのみこと}菅田別尊（応神天皇）で、天皇の御孫を菅田別尊と申しあげたので菅田別の天皇と申しあげたものであります。

新編武蔵風土記稿によりますと、県下の各郡に殆んど普遍していますが、この鹿手袋村のところには（文政五年、足立郡一八二二年）神社として八幡神社は宝泉寺の持と記載されています。

なお、県の北足立郡、神社明細帳には、無格社、八幡社（明治十二年六月）崇敬者三百八十人となっています。なお、境内神社として稻荷社があります。

昭和二十一年十月十五日、法人登記済となっています。

板石塔婆（高沼）

これは当地方の仏教信仰を物語る貴重なもので、服部清五郎氏の「板碑概説」によれば、その材石の供給地は荒川の沿岸地帯であったので、鎌倉時代から室町時代にかけてのものとしての板石塔婆が多いとされています。

分布が密であり初期のものが多く存在しているとの理由から武蔵型の中心地であり、また発祥の地といわれています。

しかも、その形式、内容ともよく統一され、あらゆる点において建やかな発達を遂げ、且つその製法、彫刻の技術において他型を凌駕し、銘文、種子などの金釘流の書体は、剛健で闊達の時

の関東住民の特性を遺憾なく発揮していると言っています。

これは、その石材が緑泥片岩であり、俗に秩父青石といわれ、風雨によく堪えて耐久力強く、光沢があつて美しいので、その発展をなさしめたと書かれています。

この塔婆の形状は偏平で長方形、頸部は等辺三角形で、頭部と身部との間に二条の切り込みがあつて、板面の上方部に種子あるいは仏像を彫り、下方に紀年号や願文が刻されているのが普通であります。

現在、鹿手袋一五六番地の金子酬三宅には、弘安年代（一二七八年～一二八七年）の弥陀三尊の板石塔婆があります。

大聖不動堂（中通）

阿弥陀三尊の武蔵型の板石塔婆に正和二年（一三一三年）花園天皇当時の年号が刻されています。これは明治十二年六月の北足立郡堂庵明細帳によりますと、真言宗、不動堂は、本尊は不動尊で、境内百五拾六坪信徒十九人とあり、間口三間、奥行式間半となっています。また新編武蔵風土記稿には村民持とあります。

この不動堂境内の一角に寛政九年三月（一七九七年）と書かれた道しるべがありますが、この頃には村の東方にあつたといわれています。これには次のように書かれています。

南 江戸わらび

西 よのかわごへ

東 うらはいわつき

願主 田口 又右衛門
村田 兵藏

この不動尊は、足立百不道の第六拾七番に当って、御詠歌は次の通りです。

いかりげの　しってぶくろの　ふどうそん

たけきかげにも　すてぬじひしん

宝泉寺（中通）

この寺院の創立は、花園天皇の文保年間（一三一七年）といわれています。

新義真言宗与野市円乗院末鶴寿山安楽院と号し、本尊は薬師を安置とあります。

明治十二年六月の北足立郡寺院明細帳には、本堂間口六間、奥行式間半、境内六百廿三坪、檀徒式百八十人とあります。

また当寺は北足立八十八ヶ所霊場の第十八番に当り、阿波国恩仙寺写鹿手袋、宝泉寺の御詠歌としては次の通りです。

こをうめる　そのちははの　をんさんじ

とぶらひがたき　ことはあらじな

また薬師本尊の御詠歌として

とにかくと　おもいわずろう　ひとのため

たてしちかいの　いちじるきかな

とあります。

新編武蔵風土記稿には、境内に観音堂の銅像を安ずとありまして、当時第六世の僧賢良が境内より掘り出したとありますが、今はこの銅像はありません。

天神信仰（前通）

天神様は普通菅原道真を祀ったもので、文字詩歌の神と崇められて、天神講が各地で行われました。

現在は八幡神社の境内右側に祭られています。

春日社（前通）

現在は八幡神社境内の右側に祭られていますか、祭神は武甕槌命、天児屋根命、経津主命を奉じています。
たけみかづちのみこと あめのこやねのみこと かつぬしのみこと

日月宮（前通）

昔から太陽を畏怖の対象として、太陽の威力の前に尊崇の情を捧げ、月を愛情の対象とすることが信仰化して「おひまち」「さんやまち」と日待、月待の行事を行ってきました。

「待」は古くからのことで、始めの意味は「おそばに居る」ということで、つまり神の傍に居てともに夜を明かすことでありましたが、後にはそれを日や月の出を待つことだと考えるようになって、夕方の行事よりも朝の方に重きをおくようになったものと思われれます。

現在「日待」は個人宅で行い、餅を親戚などにくばっています。

新編武蔵風土記稿（文政五年足立郡）によれば、日月宮は村の鎮守で宝泉寺の持となっています。また明治十二年六月の北足立郡神社明細帳によれば無格社の日月社の祭神は大日要貴命、月夜見命とあり、崇敬者三百八十人と記載されています。

これは、室町時代に入って、関東管領の足利氏とその執事の上杉氏との争いがついに関東動乱と

なりましたので、この間に日待、月待の信仰が盛んとなり、日や月に対して安心立命、無事息災をねがったものであります。

昭和二十一年十月十五日法人登記済になっています。

牛頭天王社（前通）

牛頭天王は、一名武塔天神ともよばれ、又の名は素戔鳴尊であります。

この社は疫病を免がれるための最有力の神で、平安時代からまつられるようになり、やがて都会本位の夏祭が行われるようになって「水神の祭」という性格を持つようになりました。

江戸時代には牛頭天王社といっていました。が、明治時代に「八坂神社」とか「八雲神社」と改称したものです。

この天王社は現在は八幡神社の境内右側に祭られています。

また新編武蔵風土記稿にも記載されています。

不動堂境内の墓石（中通）

この墓地内に天文元年（一五三二年）の永堀豊後の墓石があります。

宝泉寺の板石塔婆（中通）

本寺には板石塔婆二基があり、一基は上部が欠損しており、下部に享禄五年（一五三二年）（天文元年に当る）十二月十日の順修塔婆であり（塔高一二四センチメートル）他の一基は上部だけで阿弥陀一尊が刻され塔高三八センチメートル、横幅二五・五センチメートルで前記のものより大きい。

紀州鷹場と鹿手袋村

家康は入国以来しばしば鷹狩りに事を寄せて領内を巡察し、有力農民のところに休泊することがありました。

徳川実紀を見ますと、家康、秀忠、家光は戸田から浦和、越ヶ谷、大宮方面にかけて鷹狩りをしていきます。

鷹場ははじめは、特別な指定区域はありませんでしたが、寛永五年（三代家光当時、一六二八年）公儀鷹場は江戸より五里以内となって、浦和附近は寛永十年（一六三三年）二月十三日紀州候の鷹場に指定されました。

定められた指定区域は、指扇領、大宮領、木崎領、南部領、平方領、植田谷領、小室領、赤山領、岩槻領、与野領（鹿手袋村を含む）桶川領、大谷領の二百十二カ村でした。

鳥見役は鷹場領主の支配の実務者で、鷹場諸村を巡回して野鳥の繁殖状態を観密し、農民を指揮督励したり、時としては探索を行なうことがありました。

このような重要な任務であったので、鷹場領主は鳥見役に権威を与えました。

はじめは、紀州徳川頼宣郷から鳥見役を命ぜられたとき、貞宗の刀と御紋付の帽子を拝領し、また扶持金を賜わり、譜代なみの格式が与えられたと星野権兵衛由緒書に述べられています。

頼宣は鷹場拝領後直ちに大平角助、都筑善九郎、内山三之丞の公儀鳥見役人を頼んで鷹場法度の手形の取扱いをおこなわせ、同時に在地の有力農民である会田平左衛門（大門）八木橋七兵衛（大宮）を選んで、これに加えたともあります。

その後、鳥見役は次第に在地有力農民に切り替えたらしく諸記録には公儀鳥見役の名は見えず、前二名のはかに星野権兵衛（浦和宿）松本万右衛門、北沢甚之丞（以上大宮宿）林八郎右衛門（

上尾宿）蓮見万之助（大牧村）小沢三郎兵衛等の名が見えます。

知行地

正保年間（三代、家光当時、一六四四年）の頃は、水野出雲守の知行地でありました。

阿弥陀堂（前通）

明治十二年六月の北足立郡堂庵明細帳によりますと、新義真言宗宝泉寺の持で、本尊は弥陀如来で、間口三間、奥行式間、境内百六拾八坪、信徒十一人とあります。

当墓地内に正保四年（一六四七年）の弥陀一尊型板石塔婆の断片で、高さ三二センチメートルのものがあります。

宝泉寺境内の庚申塔（中通）

寛文九年（四代家綱当時、一六六九年）二月の庚申塔は、高さ一五〇センチメートルで、上部に三猿を刻み、下部に弥陀三尊があつて、鹿手袋同行と彫刻してあります。

検地

鹿手袋村は、元禄三年（五代、綱吉当時（一六九〇年）松平清三郎、八木仁兵衛によって検地されました。

日月宮の御神体の裏銘（前通）

新編武蔵風土記稿には、方板の御神体の裏銘に元禄四年（一六九一年）とあります。

現在は縦三七・七センチメートル横四八センチメートルの木の板の裏に天保八年酉三月吉日建立と書かれ、仙蔵の名があります。

知行地

元禄十一年（一六九八年）に中山勘右衛門、永見周防守により知行されました。

高沼用水と鹿手袋村

高沼は古くは鴻沼と書き、現在の与野市下落合から南方鹿手袋に達する。

長さ一里（三・九二キロメートル）幅二町（〇・二キロメートル）乃至五町（〇・五キロメートル）の沼で、享保以前は沿岸地方及び南方十七ヶ村の用水溜井として利用されていました。

この沼も見沼代用水路の竣工によって別の用水源の見込がいたため、享保十四年幕府の勘定役井沢弥惣兵衛為永は、先づ沼の周辺に附廻堀を掘さくして、大宮の西方一帯から沼に流入している悪水を導き、又沼の中央に排水路を掘さくし、これを田島に導いて荒川に接続させ、溜井の水を排除し、同時に新用水源として現在の大宮市北袋の地で見沼代用水路を分けました。

こうして同年から周辺の下落合、中里、大戸、与野、鈴谷、西堀、鹿手袋、関などの各村によって沼内が開拓され、享保十六年八代吉宗、一七三一年寛播磨守によって検地され、以上各村の持添新田とされました。

江戸中期の仏師

西堀の万福寺にある涅槃ねはん釈尊々像（木像）は、いわゆる「寝釈迦ねじゃか」でありまして、この作者は鹿手袋村の寺尾宇兵衛氏となっており、地元の仏師の作として極めて貴重なものであります。

庚申信仰

庚申の日には夜眠らずに過ごさなくてはならないという説は、もと道教の教えでありました。それは庚申の夜には三尺の虫が、ねむっているからだから脱け出し、天に昇り、天帝にその人の罪過を報告しますので、この夜はあらゆる善を行うべきだとされたからであります。

これが中古に貴族社会に受け入れられ、庚申の夜を徹してかたり合ひ、酒食の宴を催す風習となり、これが今日の庚申待、庚申講になったといわれます。

またこれは「申待」（さるまち）ともいわれ、猿を神の使いと考えるようになり、腕六本の青面金剛を碑に刻むようになり、後にはは延壽、樂福を求めるための信仰となりました。

宝泉寺境内の宝暦の庚申塔（中通）

宝泉寺の境内には、宝暦六年十一月（九代家重当時、一七五六年）の庚申塔があります。

これは青面金剛と三猿を彫って、その右側には宝暦六丙子歳十一月、奉彫刻青面金剛とあり、左側面には武州足立郡与野領鹿手袋口也、庚申講発起長堀紋右衛門、結衆男女四十八人とあります。

阿弥陀堂の鰐口わに（前通）

この鰐口は直径二五センチメートルで、その表面に左の彫刻文があります。

奉建立鰐口阿弥陀堂 武州町田儀右衛門 田口友八 永堀治右衛門 田口松之助 田口勘七

宝曆十二年十二月吉日

馬頭観音像（一丁田）

一面二臂合掌の馬頭観音で、一丁田の庚申塔の左前にあって、道の神として庚申塔について数が多い。四七センチメートルの高さで、天明十一年施主平右衛門と書かれてあります。

庚申様（一丁田）

この庚申塔は高さ九二センチメートルで青面金剛と三猿が彫刻されており、左右の側面に次の通り刻ってあります。

右側 わらびみち

寛政十一己未天
正月吉祥日

左側 よのみち

武州足立郡与野領鹿手袋村
女人講中 廿六人

田口浅五郎母
同 喜左衛門

第六天神社（中通）

この神社は無格社、第六天社で、祭神はおもたるのみこととあやかしこねのみこととを主神として祭り、境内八十一坪で、

崇敬者三百八十人と明治十二年六月の北足立郡神社明細帳に書かれています。

この第六天様は高さ六七センチメートルの石碑に大六天宮 諸人快楽
人法繁昌 と刻ってあります。
この神社は、火災、盗難を除き、家内安全、五穀豊じょうの靈驗あらたかとされているので有名です。昭和二十一年十月十五日法人登記済になっています。

稻荷神社（前通）

室町時代に武家の実際勢力が下層階級に移り、生業に最も関係深い神として稻荷神社を祭ることが行なわれ、祭神は五穀の神である食稻魂（うかのみたま）神を祭りました。

江戸時代になると、農耕の保護神として土地の開発に伴って勧請するようになり、江戸後期には県内で一三五六社という最高の鎮座数となりました。

この信仰は京都伏見の稻荷神社がもとで、田の神として田に關しての農耕儀礼の信仰が中心で、狐は神の使いと考えて各戸にまつられるようになりました。

この稻荷神社は前通の八幡神社の向って左側にあります。

文政年間の戸数

鹿手袋は高鼻庄與野郷といい、民戸四十七と新編武蔵風土記稿に書かれています。これは文政五年頃の戸数です。

知行地

文政五年頃（一八二二年、土代家斉当時）は、中山長門守、永見健次郎の知行地でありました。

文政年間の鹿手袋村の小名

新編武蔵風土記稿記載の小名は、「上、中、下、大鹿島」であります。

御嶽神社

御嶽は古来山岳信仰の対象とされ、江戸時代には御嶽講が諸所に組織され、部落民の安全と農耕の繁栄など一切の祈りを御嶽にかけてきたのであります。

本村の場合は、奥多摩の御嶽山ですが、この社は現在八幡神社の右側に祭られています。

佐藤信淵の寓居（前通）

信淵は明和六年（一七六九年）六月十五日羽後国雄勝郡西馬音内に生まれました。

父、信季に従って蝦夷地探索の途に上り、彼の地に居ること二カ年、大いに得る所あって帰国し秋田藩主に蝦夷地開拓のことを進言しました。

しかし、却って怒りをうけましたので、諸国行脚の旅に出ました。

天明四年（一七八四年）八月父は足尾銅山で歿しました。この時信淵は十六歳でしたが、父の遺命を守って江戸に出ました。槐園宇田川玄随から草木鳥獣の学をうけ、その上和蘭の学もさづけられました。それから桐斎森辰蔵から天文、地理、暦学、測量などを学びました。

このほか、父信季の門人、林子平と海防を論じ、又郷里の先輩平田篤胤と神道国学のことを論じ、又長崎に行つて兵学、医学を学び、その究めるところ農政に経済に実に博学でありました。そうして、諸藩を遊歴しては、藩政の改革に当り、或は医術を業とし、神道の学頭となり、或は著述に従事し、その著書は三百余种、八千巻といわれ、この間に佐藤家四代相伝の農政経済学を

大成したのであります。

こうした藩政の改革には天明七年（一七八七年）十九歳で、その師宇田川玄随に従って作州津山藩に赴き、遍く領内を巡視し氣候の寒暖、土地の剛柔、風俗の異動をしらべて「弊政改革記」をあらわし候に献じました。

こうして、寛政四年（一七九二年）二十三歳の時、久留米藩有馬候の大夫播磨氏の紹介で、信淵は「論筑後阿水害」を有馬候に献じています。

このように寛政五年（一七九三年）には毛利候三田尻の開拓をし「勢子石の法」を伝え、上総一の官藩加能候のまねきによって百姓一揆をしずめ、東海岸漁村のため「漁村維持法」を講じ、文政四年（一八二一年）には徳島藩老臣集堂の幕僚となり海防を講じ、「西洋列国史略」を著わし、更に「三銃用法」（三巻）「防海策」「鉄砲理論」（三巻）を著わし、或は自走火船の実験をし、大砲鑄造をたすけました。

また、若年寄の堀田正執にまねかれて兵学を講じ「自走火船」をさしあげました。

天保三年（一八三二年）三河藩田原候の請に依じて領内を巡歴して「耕種法」を講じました。

また、天保十一年（一八四〇年）丹波綾部候の諮問に依じて「物価余論」を献じ、同年領内を巡視して「遊歴記事」を著わし、相互扶助講を成立させました。

そして積立金給与の「泉源法」を実施しましたが、これは二十歳より六十歳までの者を夜間業務の余暇を利用して縄をない、草鞋を作り、管理者がこれを集めて金にし、講に納め、耕作資金の融通を計ったので、これは現在の農村組合の始めだといわれています。

以上は信淵の行った藩政改革の実際であり、先生の学は単なる理論ではなくあくまで勸業済民の実際道であります。

このようにして笈を負って遊歴すること四十六カ国に及んでいます。

文化五年（一八〇八年）四十歳で「西洋列国史略」また文化六年四十一歳で「防海策」を著わしました。

文化十一年四十六歳の時、江戸に出て神道方吉川源十郎の学頭となり、各地に講談所を設けて、その普及に当りました。

その中、同志の間に紛争がおこり、関係者一同奉行所の吟味するところとなったので、信淵は学頭の責任を以って罪を一身に負い、江戸払いの命をうけました。

そこで、信淵は、上総国船橋に居りましたが、後深川八幡宮境内に移りました。

こうして、学究の意気益々盛んな信淵は、後、永堀藤五郎（現在の永堀文司氏宅）方へ参られたのであります。

その後も信淵は三河田原候、丹波綾部候のもとによって藩政を改革し、後江戸に出て開港のことを論議しました。

当時は開港論がさわがしく、丁度英国のモリソン日本漂流民の護送の名をもって貿易を我が国に要求しました。

幕府は、これに対し打払うこととなりました。

ここで渡辺華山、高野長英、佐藤信淵はイギリスの大国に対して、このような無謀なことをすることは、後日のため大変憂慮すべき問題として、華山は「慎機論」長英は「夢物語」信淵は「夢々物語」を著わして、同志に伝え幕府の頑冥を諷しました。

そこで華山と長英は捕えられて獄にくだされました。

信淵は時に七十一歳であり、天保十年（一八三九年）のことでありました。

この時、その門下生塩谷宕陰の深夜の密告によって、信淵は再び鹿手袋に退居することができたのであります。

その後、信淵は父祖相伝の勸業済民に力を尽したのであります。

こうして、鹿手袋へ藍やなたねのつくり方を教え短冊型苗代法、桑園の實際指導をされました。天保の末、幕府の捜査が厳しくなりましたので、信淵は土合から三室の関野家（現在関野与一）へ移り、ここで二二年を過ごし、その間は附近の者へ適地適作の指導をされ、再び土合の鹿手袋へもどられました。

この寓居は、永堀家の東北隅の二階でしたが、老と貧に耐えながら、天下国家を憂え、勸業済民の實際道に専念し、しかも次のような大著述をなし遂げたことに對して全く頭がさがります。

内経緯記、物価余論、別本物価余論、農政学解嘲ちやう弁、秘伝種樹園法、種樹園法並秘奥、子虚に答へたる復古法、復古法概言、養蚕要記、農政学解嘲、復古法問答書

現在、秋田県立秋田図書館には、弥高いさ文庫として鹿手袋村で書かれた原本が多数残っています。この原本を見ますと「経済問答」として書かれたものには、弘化四丁未之年正月十五日とあり、武州足立郡鹿手袋村、椿園佐藤百祐信淵と書かれています。

このことでもわかるように信淵は鹿手袋で書いたものには、その巻末に必ず武州足立郡鹿手袋村と書き「隠士、佐藤信淵書」「隠者、佐藤元海信淵謹述」「椿園、佐藤信淵元海甫」「椿園、佐藤信淵」のような号、通称を書いています。これは、信淵は、元海とか椿園と号し、通称は百祐といったからです。信淵は、後江戸に帰り、その子昇庵と同棲しました。そうして嘉永三年（一八五〇年）八十二歳で一月六日に卒しました。そうして浅草松応寺に葬られましたが、後杉並区高円寺に移されました。

明治十五年六月三日正五位を追贈され、明治四十二年に平田篤胤とともに、秋田県秋田市千秋公園内の弥高神社（元、秋田県神社）に政治、経済、哲学、天文、兵学、医学、鉱山拓殖、治水の農政学者として、現在は学問の神佐藤大人命として祭られています。

日月宮の鰐口と力石と供養塔（前通）

日月宮の鰐口（直径二三センチメートル）には、左の彫刻文が書いてあります。

上部に奉納日月神、右側に天保八酉年三月、左側に武州足立郡鹿手袋村願主西田口又兵衛とあります。

また、この日月宮境内に左の高さ一七二センチメートルの供養塔が建っています。

表面には 月 山 坂東 一と刻してあり、

湯殿山 西国 供養塔

羽黒山 秩父

右側面には武州足立郡與野領鹿手袋村、願主西田口又兵衛（これは西の家を示したもの）左側面に、天保九戌年（一八三八年）四月吉日建立と書かれています。

なお、この社殿の東側に力石一個、社前に三個あって、その一個に田口要蔵の名があります。

阿弥陀堂の幟型の釈迦誕生仏花堂用幕（前通）

四月八日のお釈迦様の誕生日に誕生仏へ甘茶をかけて農民の重要な祭日とし、農耕の害虫の駆除などや健康を祈ります。（実際阿弥陀堂では五月八日）この花堂用幕には、赤地に左の文が毛筆で書かれています。

近 代

誕生仏花堂用幕

嘉永二歳次己酉季冬富田氏寄附

武州足立郡鹿手袋郷上之寮什物

誕生木仏但宮入灌盤^伴

なおこの祭日には、つつじや藤の花をかざります。

四月八日の日には、地獄絵二枚、極楽絵図（金泥の寝釈迦絵中央にあり）一枚をかざり、あまちやを出します。老婆はこの甘茶で目を洗うとなおると持って帰ります。

明治五年以降の町村制

明治五年以降の町村制については、大区、小区に分け、保長、百姓代、伍長等を残しながら、新たに正副戸長が置かれ、準官吏として給料を支給され、行政制度の中央集権化が町村にまで及んできました。

一方民費制の採用による税制の若干の改革も行なわれましたが、徴収は旧来の宿村の組織によってなされたのであった。

明治九年一月一日現在の鹿手袋村

税 地	田四拾町七反七畝拾七步	畑拾七町三反式畝貳拾七步
	野五反九畝三步	總計五拾八町六反九畝拾七步
戸 数	本籍五拾壹戸	社三戸平社
	寺三戸（新義真言宗一字、堂二字）	總計五拾七戸
人 口	男百六十壹口	女百五拾五口
	總計三百拾六口	
牛 馬	牡馬二頭	
舟 車	耕作船三拾五艘	荷車二輛小車

神社

八幡社平社大柄和氣尊を祭る

第六天社平社面足命を祭る

日月宮平社天照大神を祭る

仏寺

宝泉寺 新義真言宗 観音堂 不動堂

物産

米四百石（内二百四十石輸出）大麦五拾七石 大豆拾九石 小麦^{かす}千五百枚輸出

民業

男女農を専とし傍叭を編むを業とす

なお、この年の鹿手袋の副戸長は田口伊右衛門、永堀藤太郎となっています。

明治十一年七月の郡区町村編成法の実施

明治十一年七月郡区町村編成法を發布し、従来の区制を廃し、郡町村を置き、従来の区長、戸長を止めて、毎郡若くは数郡に郡長一名を置き、地方長官の指揮を受け、法律命令を部内に執行し、及び部内の行政事務を掌理せしめ、又毎町村若くは数町村を併合して戸長を置き、地方長官の監督を受けて戸籍、兵事、学事の事務を掌ったものであります。

本県においては明治十二年三月を以て同法を実施し、従来の区を廃止して郡に郡役所を置きました。それは北足立、新座郡役所を北足立郡浦和宿に設置し、外に十七郡に九つの郡役所を設置しました。

そうして独立できない町村は連合を設けさせ、明治十七年七月になって、数町村併合の戸長役場は某役場位置の町村名を用いて某併合戸長役場と称えさせました。

明治十二年七月二十四日の鹿手袋村

当時は、沼影村、別所村、鹿手袋村の併合役場位置は、沼影村二九番地で、戸長は沼影村、細淵加兵衛でありました。

明治十四年の鹿手袋村

明治十四年十二月七日、戸長細淵加兵衛が北足立郡長天野三郎へ報告した村字届書は次の通りです。

郡		村	
北足立郡		鹿手袋村	
		字	
		マイ 前通 トウリ	イ 中 カ 通 ダ
		ミ 水 フ 深 カ マ チ	ノ 野 ガ 方 ダ
		ヒ 横 ツ	沼 ス マ

(現在は櫓沼)

明治十五年、十六年の鹿手袋村の戸長代理

明治十五年 村田幸造 明治十六年 田口文壽郎

明治十七年七月の鹿手袋村

当時の戸長役場を示しますと次の通りです。

白幡村(白幡、根岸、別所、辻、文蔵、沼影、鹿手袋)となり、その名称は役場所在地名を用い、白幡村戸長役場と唱へ、同時に従来の戸長選挙規則をやめて、官選としました。こう

して二十一年まで持続しました。

この時、県内で単独で役場を設置したものは二九、併合して役場を設置したものは二九八（その内に包含された町村は一八八四）合計三百二十七戸長役場となりました。

明治二十一年四月の市制、町村制公布

これにもとづいて翌二十二年町村の合併が行われました。これによって従来併合し来った町村はなるべく之を合して一町村とし、これに依り難いものは、凡そ戸数三百戸から五百戸を以て一町村区域としました。

明治二十二年四月一日、土合村設置

南本宿、田島、鹿手袋、西堀、関、町谷、新開、栄和、道場、中島、山窪の十一村を合併して、あらたに土合村が設置されました。

新村名は当初県案では関係村中大村である田島村の旧村名を採る予定でありましたが、各村の強い希望によって十一村を合せた土合村とすることに決定されました。

村会議員

永堀藤五郎（任期、明治二十五年八月より同四十年四月まで）鹿手袋二六七

田口増蔵（〃 明治三十四年五月より 〃 六四一）

閑院宮載仁親王殿下土合に御来泊

陸軍大演習のため、明治二十六年十月二十二日及び二十三日閑院宮載仁親王殿下、当時陸軍騎兵大尉として秋季演習に御参加され、鹿手袋六〇一番地村田玉次郎方に御宿泊されました。

田口倉吉氏の碑（中通）

明治三十七年一月八日（一九〇四年）田口倉吉氏第一軍に従い、各所で転戦し、病を得て病没しました碑が不動堂前にたてられています。

川魚料理店万店（高沼）

万店は鹿手袋一五二九番地にあつて経営者は金子三であります。

この万店は明治十九年に大戸地内で先代の金子萬蔵が一五二九の三にはじめたもので、農業のかたわら特産の川魚特に鰻鯔などの料理をつくり、天麩羅又はうどん、酒等を街道往来の旅客に供したことに始まったとのことでした。

その後、明治三十七年寅の日に現在の鹿手袋に移転したとの話で、当時の旅人は、志木、所沢方面から荷馬車、荷車で浦和に米の運搬に行く途中、当店で休息して帰りには肥料などを購入して又立寄って休息したことが昭和七年まで続きました。

更にその頃の当地は東は別所沼、西は鴻沼悪水用水で、荒川の流水も近く一望茫々とした水郷で、鴻沼では鰻、鯰がたくさんとれました。

その後野趣ゆたかな万店の料理は釣魚客、ハンターの間で知られるようになり、東都の文人墨客も来られるようになって八十年の間、万店は父母から受けついだ素朴な誠実奉仕の精神を守り続けてきたのであります。

土合村長

明治四十年一月十四日より同四十二年二月十八日まで二年一ヶ月

田口文壽郎（文久二年八月十日生）
鹿手袋二三

明治四十二年二月二十五日より同四十三年三月三十日まで一年一ヶ月

永堀藤五郎（弘化二年十一月七日生）
鹿手袋二六七

土合の大水害

明治四十年八月中旬東北の風強く驟雨連日十五日に至り増水甚だしく、荒川及び堤外は上流からの急激な増水で濁流渦を巻き、その恐ろしさは名状できない程でありました。

そのうち警鐘が乱打され、各字から村民が荒川堤防に参集し、応急措置として土嚢を造り堤防補強に死力を尽し溢水と堤防の崩壊を防ぎましたが、植水村の島根、三条の二カ所の堤防が決潰し堤内、人家に怒濤のように流れこみ、更に松本地先の堤防も崩壊し土合村内は北と南から水攻めとなり、みるみるうちに村内全域が泥海となりました。

この電激的早さに村民は周章狼狽し、なにをすることもできず、ために家財道具等の流出が夥しかったといわれます。

堤外では、家に避難出来ず、木に登り助けを求める人もあり、荒川堤防の補強工事に従事中の水防員もあまりの急激な増水のため命からがら家に逃げ帰った人々が多かったといえます。

次に村民の救援には、近隣町村から焚出し、又は飲料水等を小舟によって各家に届けたのでその救護班の活動は容易でなかったと思われます。

更に明治四十三年八月二日より細雨連日九日に豪雨、十日に暴風雨となり、関東地方全域に大洪

水がおこりました。土合の水防活動は、明治四十年と同様でありましたが、その雨量が甚だしく村民は荒川堤防を三尺（〇・九〇メートル）程度高かめた築堤をしましたが、水位は上昇するばかりで、ついに溢水して非常に危険な状態となりました。

この時、指扇村の宝来の堤防が大決潰したので、数時間で大久保、土合村及び隣村は泥海となりました。

荒川堤防に近い家程水位が高く、六尺から八尺といわれました。

このため田畑の被害は甚大で、農作物は収穫皆無となり、土地家屋流失により無財産となった人が相当あったといわれています。

村会議員

田口 幸左衛門（任期	明治四十年四月より同四十三年三月まで）	鹿手袋五〇三
田口 文壽郎（	明治四十三年七月より大正二年七月まで）	二三
永堀 藤三郎（	大正三年五月より同十二年七月まで	二六七
田口 文壽郎（	大正五年五月より昭和三年八月まで	二三

土合消防組合

大正三年より永堀藤三郎（鹿手袋二六七）土合消防組頭に就任しました。

大正十二年の大地震

この大地震は大正十二年（一九二三年）九月一日午前十一時五十八分に突如として関東地方一帯

におこりました。

当時の土合村の世帯数約六〇〇戸、人口約四〇〇〇名でありましたが、これらの人々は突然の大地震で驚きあわて、裸足のまま屋外に飛び出したものの振動激しく、歩くことができませんので這って難を逃れたのであります。

その後も激しい余震が連続的に起り、村民はただただ恐怖に戦くさまで、この間十日ないし十五日間は庭先あるいは畑などで蚊帳を張って、夜はランブにローソクなどを用い、露天の生活をよぎなくされたのであります。

村内の被害としては家屋の倒れたもの七・八軒の程度でしたが、家が傾斜したり屋根瓦のズリ落の被害が大きかったのであります。従って一時は瓦葺をやめてトタン葺になった家が多かったのですが、いつのまにか元の瓦葺になってしまいました。

土合の西浦整理組合

大正末期の頃、土合北部と与野町の一部地域に於ける耕地整理が、組合立によって行われました。当時の組合長は石川猛で、これが事業の完成は昭和十九年とされている。

耕地整理地域（西堀、南元宿、町谷、道場、栄和、中島、新開、鹿手袋、高沼）

この面積一四七町七反二畝二八歩

（与野町大戸、鈴谷一三四町一反七畝二九歩）

村 会 議 員

村 田 玉次郎	(任期 昭和四年五月より昭和七年十一月まで)	鹿手袋六〇一
永 堀 高三郎	(" 昭和十年一月より 同十二年四月まで)	" 五五六
田 口 貢	(" 昭和十二年六月より同十五年十二月まで)	" 四五五
金子 酬 三	(" 昭和十七年九月より同二十二年二月まで)	" 一五二九
榎 本 寛 淨	(" 昭和二十一年二月より同二十二年二月まで)	" 五四四
永 堀 は つ	(" 昭和二十二年五月より同二十六年三月まで)	" 二六七
田 口 一 郎	(" 昭和二十二年五月より同二十九年十二月まで)	" 六四一
田 口 文四郎	(" 昭和二十六年六月より同二十九年十二月まで)	" 三七五

市 議 会 議 員

田 口 友次郎	(" 昭和五十年四月より同五十二年三月まで)	" 四二六ノ一
永 堀 恒 光	(" 昭和五十四年四月より同五十五年一月まで)	" 四〇八

土 合 消 防 団 長

昭和十九年より昭和三十八年十二月まで金子酬三(鹿手袋一五二九) 団長に就任しました。

土 合 婦 人 会

この会は昭和二十四年四月発足して、現在に至っているが、その目的は婦人の教養を高めると共に相互間の親睦を図ることを毎年行い効果を挙げています。

初代会長は当時村会議員をしていた鹿手袋の永堀はつで、昭和二十六年四月第二代会長に田島の深井よ志が選ばれました。この両会長共献身的な努力をされました。

浦 和 市 へ 合 併

昭和三十年一月一日、土合村、浦和市へ合併となりました。

浦和西南土地改良区の事業

この施行の認可は昭和三十三年六月六日で、本事業の目的は農業生産の基盤及び開発を図り、もって農業の生産の増大と農業構造の改善に資することでありました。

本事業の総面積は道水路を含めて約百十町歩の広範囲で、総事業費一億二百万円余で、昭和四十七年三月事業の達成をみました。

これの改良地域は、鹿手袋全域、関全域、沼影の一部、別所の一部、田島の一部、西堀の一部で、なおこの改良区の理事長は鹿手袋の金子酬三でありました。

またこの記念碑は、鹿手袋、野方の高沼用水のほとりにたてられています。

自治会会長名

昭和三十年	同三十二年	田口文四郎
昭和三十三年	同四十五年	田口一郎
昭和四十六年	同五十年	田口友次郎
昭和五十一年	同五十四年	永堀恒光
昭和五十五年		村田茂

鹿手袋の発展状況

文政五年	明治九年一月	昭和三十年十月	昭和四十三年九月	昭和五十年十月	昭和五十五年三月
戸数	戸数	世帯数	人口	世帯数	人口
四七	五七	八〇	四二九	五一五	一七五二
				人口	世帯数
				一六二八	五六七六
				人口	世帯数
				二〇四六	六七九四
				人口	

参考文献

新編武蔵風土記稿
武蔵国足立郡村誌
埼玉県史
埼玉県地名誌
地名辞書
市町村合併誌
板碑概説
浦和市史
北足立郡社寺明細帳

埼玉県立文書館史料
埼玉大百科辞典
民俗学辞典
浦和の今昔物語
土合郷土史
浦和のあゆみ
県都浦和の歴史
徳川実紀
北足立郡堂庵明細帳

解説者

浦和市太田窪二一八一七 小島
電話（〇四八八）八二一九二五五

ひろし
黒